


<p>○ 新型コロナウイルス感染症に対処するための岡山県行政組織規則及び岡山県事務処理規則の特例を定める規則 (県例規集登載)</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>行政改革推進室</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>発行 岡山県</p> 
	<p>目次</p>	
	<p>担当課(室)</p>	

◎岡山県規則第三十八号

新型コロナウイルス感染症に対処するための岡山県行政組織規則及び岡山県事務処理規則の特例を定める規則を次のように定める。

令和三年六月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

新型コロナウイルス感染症に対処するための岡山県行政組織規則及び岡山県事務処理規則の特例を定める規則

(職制の特例)

第一条 岡山県行政組織規則(昭和四十一年岡山県規則第三十二号)第六十六条の八第一項の規定にかかわらず、必要があるときは、部に理事を置くことができる。

2 前項の理事は、知事の命を受け、別表に規定する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(本庁における決裁等の特例)

第二条 知事、副知事、理事、参与及び参事は、別表の「事項」欄に掲げる事項を同表の「決裁区分」欄に○印をもって示すところにより、それぞれ決裁するものとする。この場合において、「副知事」、「理事」、「参与」及び「参事」とあるのは、それぞれ当該事務を担当する副知事、理事、参与及び参事とする。

2 別表に規定する事務に係る岡山県事務処理規則(昭和四十四年岡山県規則第五十五号)第三条第一項の規定の適用については、同項及び別表第一(1)(主管課事務を除く。)の決裁区分中「副知事」とあるのは「当該事務を担当する副知事」と、「部長」とあるのは「当該事務を担当する理事」と、「次長」とあるのは「当該事務を担当する参与」と、「課長」又は「班長」とあるのは「当該事務を担当する参事」とする。

3 前項の規定は、岡山県事務処理規則第十三条第一項の規定の適用における決裁者等及び代決者について準用するものとする。

別表(第一条、第二条関係)

事務の種類	事項	合議先				備考
		決裁区分		知事	参事	
		専決者	副知事	知事		
		参与	参事			
		参事				

令和3年6月4日 岡山県公報 号外

<p>1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行に関する事務（新型コロナウイルス感染症に関するものに限る。）</p>	<p>1 施設管理者等への命令等（第45条第3項，第4項，第5項）</p>			○		
<p>2 新型コロナウイルス感染症に係る飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度に関する事務</p>	<p>1 感染防止対策の遵守状況に係る認証に関すること。</p>			○		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。